

## 平成20年度事業計画

### I 事業方針

近年の家族の小規模化、地域のつながりの希薄化が進む中で、児童や高齢者への虐待や犯罪、一人暮らし高齢者の孤独死、悪質商法被害、災害被害など、地域における福祉の課題は、多様化してきており、民生委員・児童委員にとって、実に多様な場面で人々の暮らしを支援する活動が増えてきています。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度90周年にあたり、こうした社会環境の変化やこれまでの取り組みを踏まえて、「活動強化方策」を策定するとともに、民生委員・児童委員が取り組む必要があると考えられる課題を「行動宣言」として提起し、今後10年の活動の方向性と取り組むべき内容を明らかにしています。

この宣言にあるように、民生委員・児童委員は地域福祉の担い手として、地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、安心して住み続けることができる地域づくりに貢献することが求められています。

こうした状況のもと、県民児協では「活動強化方策」や「行動宣言」に沿って、それぞれの地域や実情に応じた取り組みが進められるよう、的確な情報の収集と提供に努めるとともに、民生委員児童委員活動の領域に立った研修企画や活動を支える単位民児協の活性化を図り、より活動しやすい環境づくりに努めることとします。

また本年度は、「第68回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会」が鴨川市で開かれます。開催当番県として研究協議会の円滑な実施が図れるよう、大会運営に取り組みます。

以上の事業方針に基づき、次の重点事業の達成に向けて事業の推進を図ります。

## II 重点事業

### 1 民生委員・児童委員活動の推進と単位民児協組織の充実

民生委員・児童委員が、住民の立場に立って住民の身近な相談者・支援者としての役割を發揮するためには、民生委員・児童委員がともに活動を補完し、支えあいながら、多くの関係者・機関・団体等との連携・協働を進めていく必要があります。

また、民生委員・児童委員活動の基盤となる単位民児協は、定例会を有効に活用し、事例の検討や意見交換を通して、組織としての問題の把握とその対応策の検討を行なうなど、積極的な組織運営が求められています。

県民児協では、郡市民児協や単位民児協の活動に協調して、単位民児協の充実に努め、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

### 2 研修の充実強化

住民の立場で支援するために自己を高め、日々の活動を効果的に進めるためには、民生委員・児童委員が自ら積極的に学び実践する自覚と意識を持つことが重要です。

県民児協では、「自ら学ぶ」「仲間と学ぶ」「参加して学ぶ」という視点を踏まえ、経験段階に応じた体系的・効果的な研修の実施を図ります。

### 3 民生委員・児童委員活動PRの推進

民生委員・児童委員はどのような活動をしているのか、地域社会の人々に理解していただくために、また、活動の基盤となる住民や関係機関・団体との信頼関係を築き、連携を強固なものにしていくために、PR活動は大切です。

県民児協では、「民生委員・児童委員の日」を中心に、ポスター、PR物資を作成し配布する等PRの推進に努めます。

### 4 「活動強化方策」および「行動宣言」に基づく活動の取り組み

今後10年の民生委員・児童委員活動の指針となる「活動強化方策」および「行動宣言」は、それぞれ地域の実情に応じて、内容や方法を工夫して取り組んでいくことが求められています。

県民児協では、「行動宣言」を広く地域住民や関係機関・団体に周知するとともに、「活動強化方策」についてもその内容の浸透に努め、取り組みの促進を図ります。

### 5 第68回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催

関東ブロック管内の民生委員・児童委員の代表者が一堂に会して、当面する共通課題について研究協議する「関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会」の開催当番県として、研究協議会の円滑な実施に向けて取り組みます。

### Ⅲ 事業内容

#### 1 諸会議の開催および参加

本会の適正な運営および事業の企画、実施を検討するため、次の会議を開催するとともに全民児連が開催する会議に参加します。

- (1) 正副会長会議の開催
- (2) 理事会、評議員会、監査会の開催
- (3) 郡市民児協会長・同事務担当者会議の開催
- (4) 都道府県・指定郡市民児協事務局会議への参加
- (5) その他必要な会議の開催

#### 2 民生委員・児童委員活動の推進および自主研修

- (1) 一般民生委員・児童委員研修会の開催  
民生委員・児童委員が相談・援助活動を行う上で必要な知識・技術の修得を目的とした研修を行います。
- (2) 民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言の普及  
民生委員・児童委員活動の指針として策定された「活動強化方針」および「行動宣言」について、地域の実情に応じた取り組みが推進されるよう、その普及と活動の支援に努めます。
- (3) 「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の推進  
「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」については、第2次運動として今後も継続して実施されることとなりました。すべての単位民児協で「要援護者マップ」の作成を進めることなど、全県で積極的な取り組みが図られるよう市町村民児協・単位民児協の活動を支援します。

#### 3 民生委員・児童委員活動のPR事業

- (1) 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間（平成20年5月12日～18日）および一斉取り組み日（平成20年5月18日）事業  
ア 腕章を使用しての民生委員・児童委員活動PRの実施  
イ 関係機関・団体と一体となった民生委員・児童委員活動の取り組み
- (2) その他年間を通じて行う事業  
ア 民生委員・児童委員活動PR物資（ポスター、チラシ等）の作成と配布  
イ ホームページによる情報提供

#### 4 民生委員・児童委員活動振興事業の実施

民生委員・児童委員活動および単位民児協運営の充実強化に資するため、次の事業を行います。

- (1) 問題別研究部会の開催  
自立支援対策問題、児童対策問題、広報研修対策問題の3研究部会におい

て、それぞれの課題をテーマに調査研究に取り組んでいきます。

(2) 調査活動の推進

- ア 生活自立支援に向けての生活福祉資金制度の調査報告の取りまとめ
- イ 単位民児協における民生委員・児童委員の活動の基礎となる「福祉票」、「児童票」、「活動記録」等の整備と活動指導

**5 単位民児協・郡市民児協の育成指導**

民児協運営の充実強化と民生委員・児童委員活動の刷新を図ることを目的に計画された意欲ある事業を奨励・普及するため、民児協を指定し助成します。

- (1) 県民児協による指定民児協（平成20～21年度） 2か所  
佐倉市根郷地区民児協・長生村民児協
- (2) 県民児協によるモデル育成事業指定民児協（平成19～20年度）  
鴨川市民児協・習志野市袖ヶ浦地区民児協 2か所
- (3) 互助共励事業による指定民児協（平成19～20年度） 2か所  
木更津市請西小地区民児協・柏市藤心地区民児協

**6 県委託、全国・県補助事業および全国互助共励事業の実施**

委託および補助事業の円滑な実施を図るため、県、県社協等と連携をとりながら次の事業を実施します。

- (1) 第77回全国民生委員児童委員大会への参加
- (2) 第68回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会への参加(開催県)
- (3) 単位民児協会長研修会の実施
- (4) 中堅民生委員児童委員研修会の実施
- (5) 主任児童委員研修会の実施
- (6) 新任民生委員児童委員研修会の実施
- (7) 死亡弔慰金・傷病見舞金・災害見舞金・退任慰労金の支給

**7 その他資質向上のための研修会等への派遣**

地域における民児協活動の活性化、リーダーの養成・資質の向上などを図るために、全民児連が主催する各種研修会に派遣します。

- (1) 全国児童委員研究協議会
- (2) 全国主任児童委員研修会
- (3) 全国民生委員指導者研修会（第18回全国民生委員大学）
- (4) 全国民生委員・児童委員リーダー研修会
- (5) 全国民生委員等を対象とする相談技法研修会

**8 第68回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催**

関東ブロック管内の民生委員・児童委員の代表者が一堂に会して、これからの活動のあり方や当面する共通課題について研究討議する「関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会」を、本年度は本県が開催当番県として、次のとおり開

催します。

- (1) 主 催 関東ブロック民生委員児童委員連合協議会  
財団法人千葉県民生委員・児童委員協議会
- (2) 後 援 全国民生委員児童委員連合会 千葉県 (社福)全国社会福祉協  
議会 (社福)千葉県社会福祉協議会 (社福)千葉県共同募金会
- (3) 日 時 平成20年6月17日(火)～18日(水)
- (4) 場 所 鴨川館 (鴨川市)
- (5) 参加者 1都10県7政令指定都市(約250名)

## 9 情報提供の強化

民生委員・児童委員全員が情報を共有することが必要であることから、次の事業を実施します。

- (1) 会報「ちば民児協だより」の発行  
「部数」 7,600部  
「回数」 年3回(6月・9月・1月)
- (2) 県民児協ホームページによる情報提供
- (3) 情報誌「民生委員・児童委員のひろば」、「View」、インターネット情報サービス「エムジェイ・アシスト」等の活用促進

## 10 関係団体等が主催する各種行事、事業への参加協力

- (1) 社会福祉協議会活動への協力
- (2) 共同募金活動への協力
- (3) 千葉県社会福祉大会への協力
- (4) 青少年健全育成事業への参加・協力
- (5) 県および各種福祉団体の事業の後援、参加、協力

## 11 死亡弔慰金の支給(県民児協)